

香川県老人福祉施設協議会表彰規程

香川県老人福祉施設協議会

(趣 旨)

第1条 老人福祉施設の職員で、その功績顕著な者及び本会活動並びに本会会員施設に積極的に協力援助した功績顕著な者に対し、本会会長がこれを表彰し、または感謝の意を表しようとするときはこの規程による。

(表彰感謝の方法)

第2条 表彰または感謝は、本会会長名の表彰状及び感謝状を贈呈してこれを行う。
2. 表彰または感謝は、毎年、香川県老人福祉施設協議会研究大会の席上でこれを行い、記念品を併せて贈ることができる。

(表彰感謝の対象)

第3条 本会会長の表彰、感謝は、次のもののうちから行う。
一 老人福祉施設の職員で功績顕著な者
二 本会活動及び本会会員施設に積極的に協力援助した個人、団体、企業
三 本会会員施設の施設長を3年以上歴任し、退任（死亡を含む）の施設長

(表彰該当の資格)

第4条 表彰に該当するものの資格は、老人福祉施設の職員の現職にあつて、その在職期間が10年以上(在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算する。)であつて、その功績顕著な者
2. 老人福祉施設職員の在職期間の算定及び産休、休職、休業、休暇に関しては、次のとおりとする。
一 在職期間の算定期間は、原則として当該年度の4月1日現在とする。
二 非常勤の職員の場合は、次の算定方式によるものとする。
勤続年数×(非常勤職員の一月又は一週間の勤務日数÷常勤職員の一月又は一週間の勤務日数)
三 在職期間の算定にあつての産休、休業、休暇に関する取り扱いは、次によるものとする。

休職・休暇等の区分	在職期間算定上の取り扱い
1. 産前・産後休暇(産休)	在職期間に含める
2. 私的事由による休職	在職期間に含めない
3. 育児休業	在職期間に含めない
4. 就業規則で認められた部分休業 や介護休暇等	在職期間に含める

(感謝該当の資格)

第5条 感謝に該当するものの資格は、次のとおりとする。

- 一 本会活動及び本会会員施設に積極的に協力援助（金銭の場合は、通算して30万円以上、物品の場合は、取得時の時価で通算して30万円以上）した個人、団体、企業
 - 二 本会会員施設に奉仕活動等を通じ、継続して5年以上（年4回以下は10年以上）協力した個人、団体、企業
 - 三 その他本会会長が特に感謝が必要と認めたもの
2. 奉仕活動等の算定期間は、原則として当該年度の4月1日現在とする。

(表彰感謝から除外する者)

第6条 過去に香川県老人福祉施設協議会会長、香川県老人福祉救護事業振興会会長、香川県社会福祉協議会会長、香川県知事、全国老人福祉施設協議会会長、厚生労働大臣から表彰、感謝を受けた者は、対象から除外するものとする。

(候補者の推薦)

第7条 各施設長は、この規程に定める表彰に該当するものを候補者として、本会会長に推薦するものとする。

2. 本会会長は、前項の規定にかかわらず、表彰または感謝の候補者を推薦することができる。

(表彰審査委員会)

第8条 表彰、感謝該当者の審査及び表彰事業に関する検討を行うために、表彰審査委員会を設置する。

2. 前項の表彰審査委員会は、次の事項について、審査または審議する。
 - 一 表彰、感謝該当者の審査
 - 二 表彰規程の改廃に関する事
 - 三 その他本事業に関する重要事項
3. 表彰審査委員会は、本会正副会長、理事、監事をもって構成し、委員長は本会会長がこれにあたる。

附 則

1. この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。